

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年9月1日  
(第39期) 至 平成23年8月31日

中小企業信用機構株式会社

東京都墨田区両国一丁目10番7号

(E03726)

# 目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 営業実績	9
3. 対処すべき課題	13
4. 事業等のリスク	13
5. 経営上の重要な契約等	15
6. 研究開発活動	15
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
(1) 株式の総数等	18
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
(4) ライツプランの内容	19
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(6) 所有者別状況	19
(7) 大株主の状況	20
(8) 議決権の状況	20
(9) ストックオプション制度の内容	20
2. 自己株式の取得等の状況	21
3. 配当政策	21
4. 株価の推移	21
5. 役員の状況	22
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	23
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	23
(2) 監査報酬の内容等	28
第5 経理の状況	29
1. 財務諸表等	30
(1) 財務諸表	30
(2) 主な資産及び負債の内容	63
(3) その他	64
第6 提出会社の株式事務の概要	65
第7 提出会社の参考情報	66
1. 提出会社の親会社等の情報	66
2. その他の参考情報	66
第二部 提出会社の保証会社等の情報	67
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月29日
【事業年度】	第39期（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）
【会社名】	中小企業信用機構株式会社
【英訳名】	CREDIT ORGANIZATION OF SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 謙吏
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国一丁目10番7号
【電話番号】	(03) 5625-3375 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 加藤 潤一
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国一丁目10番7号
【電話番号】	(03) 5625-3375 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 加藤 潤一
【縦覧に供する場所】	中小企業信用機構株式会社北九州支店 (福岡県北九州市小倉北区馬借三丁目3番31号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成20年3月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月
営業収益 (千円)	2,041,973	495,647	1,538,102	1,665,021	468,415
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△738,960	△183,490	423,585	13,371	△384,228
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,187,122	△312,412	421,590	△2,022,357	△6,429,708
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,126,399	1,126,399	1,126,399	1,426,387	1,426,387
発行済株式総数 (株)	15,739,000	15,739,000	15,739,000	18,046,600	18,046,600
純資産額 (千円)	540,373	227,308	691,600	△839,004	△7,206,966
総資産額 (千円)	10,319,635	4,300,440	8,773,719	8,164,182	6,526,635
1株当たり純資産額 (円)	35.13	14.77	44.96	△47.43	△407.41
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 金額 (円)	△200.46	△20.31	27.40	△119.40	△363.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	5.2	5.3	7.9	△10.3	△110.4
自己資本利益率 (%)	△240.80	△81.39	91.76	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	4.16	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,710,038	3,478,425	△740,118	158,587	△1,980,029
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△77,582	△383,261	△1,962,783	△219,235	272,569
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,663,032	△4,121,050	4,950,750	1,397,875	△837,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,177,826	151,940	2,399,787	3,737,014	1,192,553
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	24 (6)	27 (14)	33 (17)	42 (5)	33 (0)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載していません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第35期、第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。また、第37期、第38期、第39期については潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第36期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成20年8月31日までの5ヶ月間となっております。
5. 第38期および第39期の自己資本利益率については、債務超過であるため記載していません。

## 2 【沿革】

昭和49年3月	北九州市小倉北区馬借一丁目13番30号に株式会社大証（資本金5,000千円）の商号をもって商業手形割引を目的として設立
昭和50年7月	本社を北九州市小倉北区馬借二丁目2番10号に移転
昭和55年11月	福岡市中央区に福岡支店を開設
昭和59年5月	長崎県長崎市に長崎支店を開設
昭和59年5月	「貸金業の規制等に関する法律」の施行に伴い貸金業者の登録
昭和59年12月	本社新社屋を北九州市小倉北区馬借三丁目3番31号（現在地）に建設移転
昭和61年3月	貸付業務を開始
昭和62年9月	大分県大分市に大分支店を開設
平成3年7月	熊本県熊本市に熊本支店を開設
平成4年4月	福岡市博多区に博多支店を開設
平成5年5月	商号を株式会社アプレックに変更
平成5年11月	広島市中区に広島支店を開設
平成6年8月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島支店を開設
平成7年11月	福岡県久留米市に久留米支店を開設
平成8年9月	福岡市博多区に南福岡支店を開設
平成9年10月	宮崎県宮崎市に宮崎支店を開設
平成10年8月	山口県徳山市に徳山支店を開設
平成11年1月	山口県下関市に下関支店、長崎県佐世保市に佐世保支店を開設
平成11年10月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成11年11月	岡山県岡山市に岡山支店を開設
平成12年9月	広島県福山市に福山支店を開設
平成12年12月	徳山支店を閉鎖し、広島支店に統合
平成13年10月	南福岡支店を博多支店、福山支店を岡山支店に統合
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年12月	株式会社ニッシン（現N I Sグループ株式会社）による当社株式の友好的T O B（公開買付け）により、同社の連結子会社となる
平成18年3月	下関支店を本社（本社営業店）、久留米支店を福岡支店、佐世保支店を長崎支店に統合
平成18年8月	岡山支店を広島支店に統合
平成18年10月	不動産ファイナンス事業強化のため、「不動産ファイナンス部」を新設
平成19年4月	福岡支店を博多支店に統合し、名称を「福岡支店」に改称
平成19年6月	長崎支店を福岡支店・熊本支店に、宮崎支店を大分支店・鹿児島支店に統合
平成19年12月	福岡支店・大分支店・熊本支店・広島支店・鹿児島支店を本社営業店に統合
平成20年1月	本社営業店及び不動産ファイナンス部を廃部し、「本社営業部」へ名称変更
平成20年3月	日本振興銀行株式会社、中小企業保証機構株式会社、株式会社S B G（現株式会社J - N E X T）を割当先とする第三者割当による新株式発行の払込完了により、N I Sグループ株式会社の連結子会社から持分法適用関連会社となる
平成20年4月	保証業務を開始

平成20年 5月	保証業務の全国展開に備えて「東京本部」を設置し、その管轄下に本社営業部東京分室と審査部東京分室を設置
平成20年 7月	商号を中小企業信用機構株式会社へ変更
平成20年 9月	東京本部を審査部管轄下に移行し「東京分室」に名称変更し、新たに「大阪分室」を設置 保証事業への営業収益基盤移行に伴い本社営業部を廃部
平成20年11月	東京分室を審査部に包括し、新たに「営業部」を設置
平成21年 3月	「経営企画部」を「経営管理部」へ統合した上、「経営管理部」及び「法務監査部」の本社機能を東京都千代田区へ移転
平成21年 7月	本社を東京都千代田区飯田橋一丁目3番7号へ移転、本社移転に伴い登録番号を「関東財務局長（9）第01468号」に変更、福岡県北九州市に北九州支店を開設
平成21年 8月	本社機能を東京都墨田区両国一丁目10番7号へ移転、「大阪分室」を「大阪支店」へ名称変更
平成21年11月	本社を東京都墨田区両国一丁目10番7号へ移転
平成21年12月	ニッシン債権回収株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施、資本金1,426百万円となる
平成22年 3月	I F S パートナーズ・ファンド1号投資事業組合による当社株式の公開買付の結果、N I S グループ株式会社は当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、また、I F S パートナーズ・ファンド1号投資事業組合が新たに主要株主である筆頭株主となる
平成22年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場
平成22年 9月	「業務管理部」の新設、「法務監査部」から「内部監査部」へ改称、経営管理部の管轄を変更
平成23年 1月	東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同裁判所より民事再生手続開始決定を受ける
平成23年 2月	大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）上場廃止
平成23年 3月	「経営管理部」と「業務管理部」を「管理本部」として統合
平成23年 7月	Wellsprings Investments Coöperatieve U.A.（ウェルสปリングス・インベストメント・コーペラティブ・ユーエー）とスポンサー契約の締結
平成23年 8月	Wellsprings Investments Coöperatieve U.A.の子会社である株式会社プライメックスキャピタルと業務提携に関する基本合意書を締結
平成23年 8月	民事再生手続にかかる再生計画案を東京地方裁判所へ提出

### 3 【事業の内容】

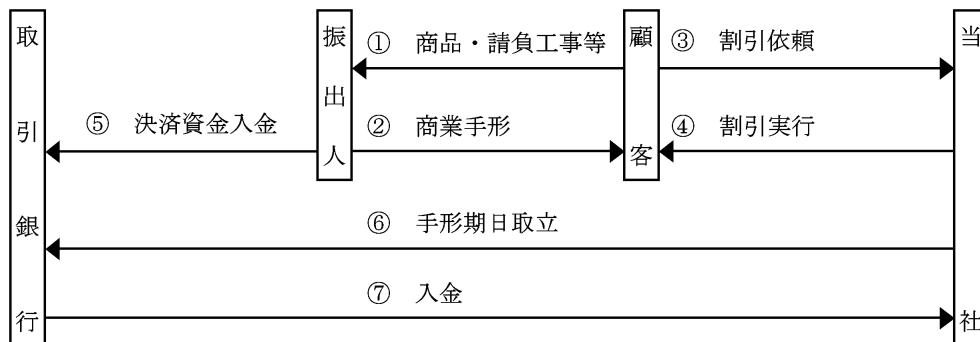
当社は、子会社及び関連会社がないため、企業集団の概況に関する記載は省略し、提出会社に関して記載しております。

当社は、商業手形割引事業を事業の主軸とし積極展開しております。第39期におきましては資金調達環境の悪化から縮小せざるを得なかった事業者向けローン事業や手形貸付事業、担保付ローン等のローン事業につきましても、今後、資金調達の可能な範囲で取り扱ってまいります。また保証事業におきましても新たな受託先を開拓し取り組んでいく所存であります。なお当社の取扱商品は以下のとおりであります。

#### 融資事業

##### 〔商業手形割引〕

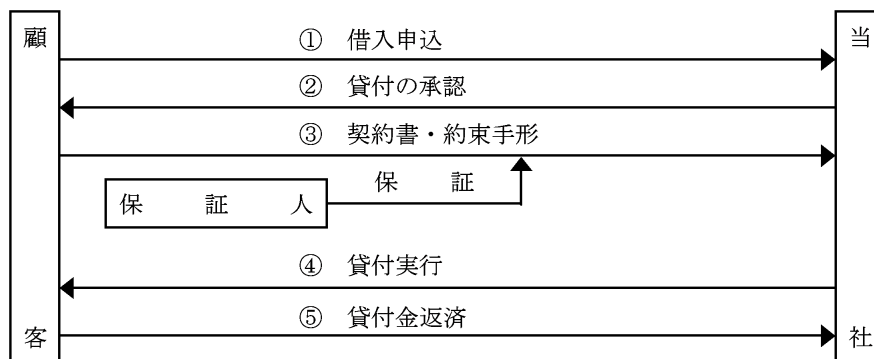
顧客である法人及び個人事業主から割引の依頼を受けた商業手形について、手形の振出人及び裏書人等に対し十分な信用調査を行い、その結果に基づいて割引を行うものであります。



##### 〔営業貸付金〕

##### (証書貸付)

顧客である法人及び個人事業主から原則として人的保証を条件として受けた借入申込について、顧客及び保証人の十分な信用調査を行い、その結果に基づいて貸付を行うものであります。

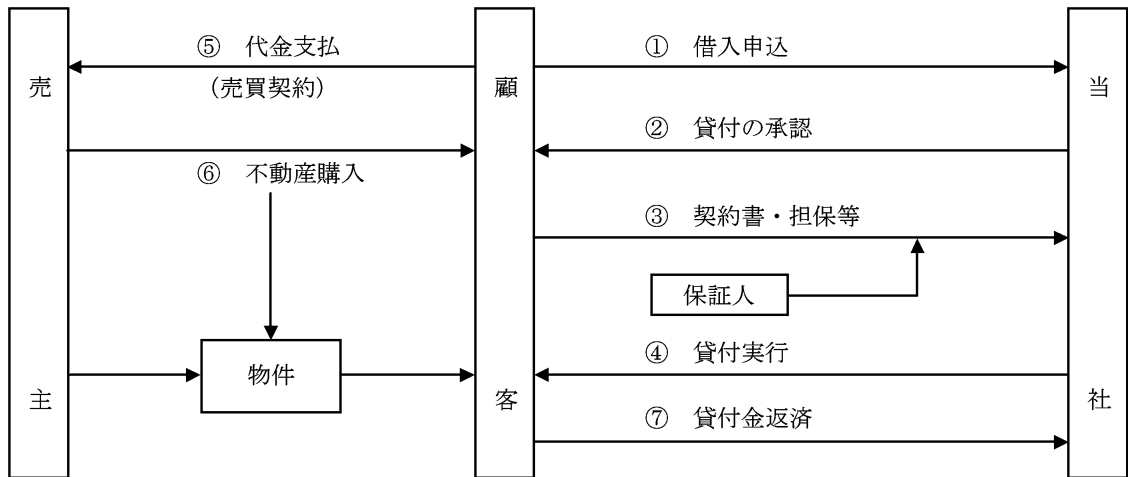


##### (手形貸付)

顧客である法人及び個人事業主から顧客振出手形の差し入れ及び原則として人的保証を条件として受けた借入申込について、顧客及び保証人の十分な信用調査を行い、その結果に基づいて貸付を行うものであります。

(担保貸付)

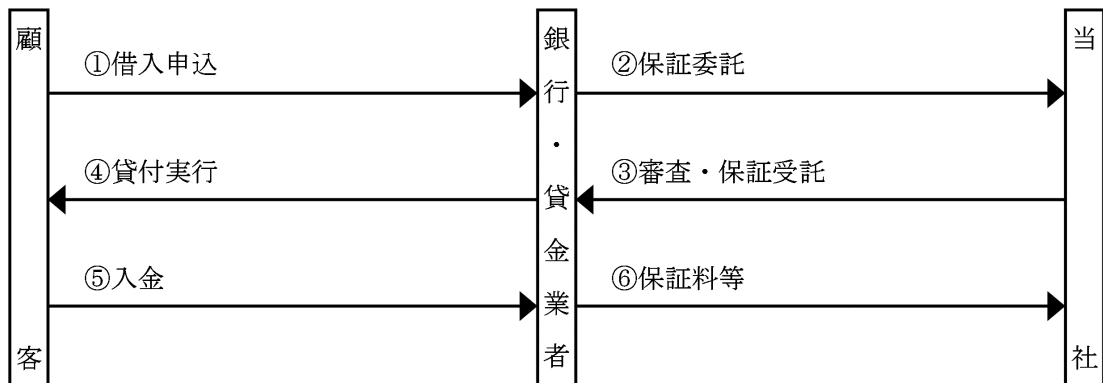
顧客である法人及び個人事業主から、購入不動産の担保等の設定を条件として受けた借入申込について、顧客及び担保物件等の十分な信用調査を行い、その結果に基づいて貸付を行うものであります。



(注) ③④⑤⑥については、同時期の実行となります。

保証事業

顧客より受けた借入申込について、保証審査を当社にて実施、銀行・貸金業者においてその結果に基づいて貸付を行い、顧客の支払いが延滞した場合、当社にてその残元本、利息、延滞金を保証履行するものであります。



#### 4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) IFSパートナーズ・ファンド 1号投資事業組合	大阪府大阪市北区	3,000,000	ファンド事業	被所有 (21.0)	当社は業務執行組合員の株式を 所有しており、また業務執行組 合員は当社の手形流動化スキーム のコ・アレンジャーであります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
33	38.2	5.0	4,692

セグメントの名称	従業員数 (人)
融資事業	28
保証事業	0
報告セグメント計	28
その他	0
全社 (共通)	5
合計	33

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員) はおりません。  
 2. 平均年間給与は、基準外賃金及び通勤費が含まれております。  
 3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、急激な為替相場の変動、円高基調の継続、雇用所得環境の不安などから厳しい状況で推移する中、政府による緊急経済対策、アジアを中心とする新興国の需要拡大を背景に、景気は緩やかに持ち直しつつありました。しかしながら、本年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方太平洋側を中心とした地域に未曾有の人的・物的被害が発生し、サプライチェーンの寸断、原子力発電所の稼働停止による電力不足など深刻な打撃を受けました。このため、我が国景気は国内の生産・販売において当事業年度後半に一時的に大幅に落ち込みましたが、サプライチェーンの復旧に伴い、緩やかな回復がみられました。一方で、昨年春に表面化した欧州財政危機に伴うユーロ安に加え、当事業年度末には米国の緩和政策に伴う急激なドル安・円高等が日本経済に重荷になりつつあり、我が国経済は先行きの不透明な状況で推移しました。

当事業者金融を含む貸金業界におきましては、過払いとなった利息返還請求の高止まりや改正貸金業法完全施行に伴う総量規制導入等によって市場縮小を余儀なくされた結果、貸金業者の倒産、廃業が相次ぐなど依然として厳しい経営環境が続きました。

また、昨年9月10日に日本振興銀行株式会社（以下、日本振興銀行といたします。）が民事再生手続を開始したため、当社が事業の中核としていた保証事業の主な保証先であった同行からの保証料収入が途絶えたことに加え、当社が保有していた同行の株式、及び同行株式を保有している投資先の株式について減損処理を行いました。この結果、前事業年度は2,022,357千円の当期純損失計上のやむなきに至り、昨年8月末時点で839,004千円の債務超過となりました。このため貸金業法に定める最低純資産額要件50,000千円に達せず、貸金業登録が取消される可能性が生じました。

このような状況の下、当社は早期に債務超過を解消すべく、第三者割当増資やデッド・エクイティ・スワップ（DES）等の方策を検討し、当社に対するスポンサー候補の探索を開始いたしました。しかしながら、本年1月に至っても債務超過解消の目途が立たなかったため、スポンサー候補を決定できないまま主務官庁による貸金業登録の取消の行政処分が差し迫った事態に至りました。当社事業の継続の危機に直面し、当社の社会的存在意義を全社一丸となって全うするため、延べ約1,700社に及ぶ中小・零細の事業者に対する短期の事業資金を継続して提供することを選択し、平成23年1月25日、やむなく東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同月28日同裁判所から民事再生手続開始決定を受けました。この結果、当社は貸金業登録の維持が可能となり、裁判所及び監督委員の指導、監督のもと、引続き当社の主要事業として手形割引事業を推進することといたしました。また、併行して当社の事業を継続・再生するためのスポンサー候補の選定作業を進め、スポンサー候補者との間で契約協議を重ねた結果、平成23年7月22日、オランダの投資協同組合であるWellsprings Investments Coöperatieve U.A.（ウェルズプリングス・インベストメント・コーポラティブ・ユーエー）とスポンサー契約の締結に至りました。

以上の経緯の中、当社は日本振興銀行との業務提携を事実上解消し、また民事再生手続開始の影響などを受けて、商業手形割引の実行額が減少したため、商業手形割引事業における利息収益は前事業年度比9.6%減の292,073千円となりました。証書貸付事業においては、当社の民事再生手続開始後は、貸付資金の調達が事実上不可能となったことにより休止したため、利息収益は前事業年度比68.3%減の51,657千円となりました。また、保証事業からの収益は、日本振興銀行との保証事業が終了したことにより、前事業年度比99.6%減の3,651千円と大幅に減少し、各事業からの手数料収益も前事業年度比65.8%減の121,033千円となったため、当事業年度の営業収益は前事業年度比71.9%減の468,415千円となりました。他方、営業費用、販売費及び一般管理費は民事再生手続にかかる弁済禁止等の保全命令を受けて、借入金利息を中心に減少しました。これらの結果、当事業年度の営業損失は399,006千円、経常損失は384,228千円となり、さらに、再生債権として特定できた利息返還金債権については当事業年度において特別損失に計上したことから、特別損失は6,128,491千円となり、当期純損失は6,429,708千円となりました。

各セグメントにおける業績は以下のとおりであります。

① 融資事業

融資事業につきましては、前述のとおり民事再生手続開始の影響などを受け、商業手形、証書貸付ともに実行額が減少いたしました。

この結果、営業収益は前事業年度比173,679千円減の463,217千円、セグメント利益は、4,999千円（前事業年度は91,307千円のセグメント利益）となりました。

② 保証事業

保証事業につきましては、主な保証受託先であった日本振興銀行との保証事業を終了し、当事業年度においては取扱いがございませんでした。

この結果、営業収益は前事業年度比1,023,135千円減の3,651千円、セグメント損失は、20,654千円（前事業年度は184,969千円のセグメント利益）となりました。

③ その他

その他の事業における営業収益は前事業年度比208千円増の1,546千円、セグメント利益は1,546千円（前事業年度は1,338千円のセグメント利益）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、1,192,553千円（前事業年度末は3,737,014千円）となりました。主な要因として、前事業年度において取り組んでいた手形流動化スキームによる資金調達を、当事業年度中に休止したため、商業手形が増加し、営業活動において1,980,029千円の資金の減少となったことによるものです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動による資金の減少は1,980,029千円（前事業年度は158,587千円の資金の増加）となりました。これは、主として、商業手形残高の増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動による資金の増加は272,569千円（前事業年度は219,235千円の資金の減少）となりました。これは、主として、投資有価証券の売却を行ったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動による資金の減少は837,000千円（前事業年度は1,397,875千円の資金の増加）となりました。これは、主として、借入金の返済を行ったことによるものです。

## 2【営業実績】

### (1) 営業収益の内訳

区 分	第38期 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)		第39期 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
融資事業	636,896	38.2	463,217	98.9
保証事業	1,026,786	61.7	3,651	0.8
その他	1,338	0.1	1,546	0.3
合計	1,665,021	100.0	468,415	100.0

#### <融資事業>

区 分	第38期 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)		第39期 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
受取割引料	323,268	50.8	292,073	63.1
受取利息	162,735	25.5	51,657	11.1
手形貸付	144	0.0	826	0.2
証書貸付	115,042	18.0	40,785	8.8
担保貸付	35,600	5.6	667	0.1
消費者貸付	11,948	1.9	9,378	2.0
受取手数料	150,892	23.7	119,486	25.8
合計	636,896	100.0	463,217	100.0

#### <保証事業>

区 分	第38期 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)		第39期 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
受取保証料	824,424	80.3	3,651	100.0
受取手数料	202,361	19.7	—	—
合計	1,026,786	100.0	3,651	100.0

## (2) 商品別融資の増加高並びに減少高

## &lt; 融資事業 &gt;

区分	第38期 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)						
	期首残高 (千円)	増加高 (千円)	減少高 (千円)	内破産更生債 権等振替額 (千円)	内貸倒償却額 (千円)	期末残高 (千円)	構成比 (%)
商業手形割引	2,320,253	14,009,772	14,609,884	51,565	—	1,720,141	83.2
営業貸付金	567,013	6,395,993	6,615,909	8,393	3,350	347,098	16.8
手形貸付	5,533	—	1,205	—	—	4,327	0.2
証書貸付	378,806	3,391,293	3,581,599	—	3,350	188,499	9.1
担保貸付	1,084	3,004,700	3,001,284	—	—	4,500	0.2
消費者貸付	181,590	—	31,819	8,393	—	149,770	7.3
合計	2,887,267	20,405,766	21,225,793	59,959	3,350	2,067,239	100.0

区分	第39期 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)						
	期首残高 (千円)	増加高 (千円)	減少高 (千円)	内破産更生債 権等振替額 (千円)	内貸倒償却額 (千円)	期末残高 (千円)	構成比 (%)
商業手形割引	1,720,141	12,691,806	10,619,080	94,983	—	3,792,866	88.1
営業貸付金	347,098	849,230	683,187	27,832	4,491	513,140	11.9
手形貸付	4,327	25,000	12,390	—	152	16,937	0.4
証書貸付	188,499	812,600	628,539	7,160	4,339	372,560	8.7
担保貸付	4,500	2,100	1,375	—	—	5,224	0.1
消費者貸付	149,770	9,530	40,882	20,672	—	118,418	2.7
合計	2,067,239	13,541,036	11,302,268	122,815	4,491	4,306,007	100.0

(注) 営業貸付金のうち、「手形貸付」及び「証書貸付」は保証人付無担保貸付であります。

## &lt; 保証事業 &gt;

第38期 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)				
期首残高 (千円)	増加高 (千円)	減少高 (千円)	内保証履行額 (千円)	期末残高 (千円)
20,397,093	14,740,206	34,980,615	439,559	156,685

第39期 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)				
期首残高 (千円)	増加高 (千円)	減少高 (千円)	内保証履行額 (千円)	期末残高 (千円)
156,685	—	29,261	4,414	127,423

(注) 1. 保証履行に伴う求償債権残高は原則として、貸借対照表上、破産更生債権等を含めて表示しております。  
2. 当社は契約無効等を理由として、一部の保証債務の存否について争っています。

## (3) 商業手形の内訳

## ①金額別残高

金額別	第38期（平成22年8月31日）			第39期（平成23年8月31日）		
	枚数（枚）	金額（千円）	構成比（%）	枚数（枚）	金額（千円）	構成比（%）
50万円以下	643	166,239	9.7	1,407	384,914	10.2
50万円超～100万円以下	342	260,895	15.2	829	630,865	16.6
100万円超～200万円以下	221	335,118	19.5	513	762,817	20.1
200万円超～300万円以下	110	287,037	16.7	239	624,534	16.5
300万円超～400万円以下	14	49,605	2.9	35	125,589	3.3
400万円超～500万円以下	53	260,734	15.1	116	556,344	14.7
500万円超～1,000万円以下	26	229,236	13.3	42	402,545	10.6
1,000万円超	7	131,274	7.6	13	305,255	8.0
合計	1,416	1,720,141	100.0	3,194	3,792,866	100.0

## ②期日別残高

期日別	第38期（平成22年8月31日）		第39期（平成23年8月31日）	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
1ヶ月以内	390,921	22.7	1,122,484	29.6
2ヶ月以内	335,578	19.5	1,086,753	28.7
3ヶ月以内	441,700	25.7	853,346	22.5
4ヶ月以内	391,279	22.7	577,347	15.2
5ヶ月以内	100,659	5.9	117,358	3.1
5ヶ月超	60,001	3.5	35,577	0.9
合計	1,720,141	100.0	3,792,866	100.0

## ③業種別残高

業種別	第38期（平成22年8月31日）			第39期（平成23年8月31日）		
	件数（件）	金額（千円）	構成比（%）	件数（件）	金額（千円）	構成比（%）
建設業	208	508,052	29.5	309	1,187,674	31.4
総合工事業	60	182,529	10.6	103	413,682	10.9
職別工事業	93	227,485	13.2	129	521,386	13.8
設備工事業	55	98,038	5.7	77	252,605	6.7
製造業	201	508,899	29.6	296	1,498,050	39.5
卸・小売業	117	502,449	29.2	140	790,050	20.8
不動産業	1	964	0.0	1	651	0.0
運輸・倉庫業	34	63,438	3.7	34	118,970	3.1
サービス業	60	129,991	7.6	75	177,978	4.7
その他	9	6,344	0.4	10	19,491	0.5
合計	630	1,720,141	100.0	865	3,792,866	100.0

(注) 1. 業種分類は、顧客の業種を基準にしております。

2. 件数は顧客数であります。

## (4) 営業貸付金の内訳

## ①金額別残高

金額別	第38期（平成22年8月31日）			第39期（平成23年8月31日）		
	件数（件）	金額（千円）	構成比（%）	件数（件）	金額（千円）	構成比（%）
50万円以下	31	8,073	2.3	20	6,690	1.3
50万円超～100万円以下	17	13,082	3.8	56	40,568	7.9
100万円超～200万円以下	25	36,335	10.5	98	141,837	27.7
200万円超～300万円以下	22	54,804	15.8	64	152,533	29.7
300万円超～400万円以下	15	55,907	16.1	22	77,497	15.1
400万円超～500万円以下	9	43,837	12.6	10	45,654	8.9
500万円超～1,000万円以下	12	74,433	21.4	8	48,360	9.4
1,000万円超	2	60,624	17.5	—	—	—
合計	133	347,098	100.0	278	513,140	100.0

(注) 件数は顧客数であります。

## ②期日別残高

期日別	第38期（平成22年8月31日）		第39期（平成23年8月31日）	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
1ヶ月以内	1,408	0.4	24,609	4.8
2ヶ月以内	21,254	6.1	21,042	4.1
3ヶ月以内	31,694	9.1	15,685	3.0
4ヶ月以内	1,220	0.4	18,061	3.5
5ヶ月以内	1,739	0.5	15,215	3.0
5ヶ月超	289,781	83.5	418,526	81.6
合計	347,098	100.0	513,140	100.0

## ③業種別残高

業種別	第38期（平成22年8月31日）			第39期（平成23年8月31日）		
	件数（件）	金額（千円）	構成比（%）	件数（件）	金額（千円）	構成比（%）
建設業	36	91,531	26.4	75	158,103	30.8
総合工事業	4	20,491	5.9	32	63,394	12.3
職別工事業	24	54,706	15.8	28	58,838	11.5
設備工事業	8	16,334	4.7	15	35,870	7.0
製造業	7	55,337	15.9	36	53,861	10.5
卸・小売業	12	10,380	3.0	49	82,919	16.1
不動産業	1	4,500	1.3	7	16,081	3.1
運輸・倉庫業	2	3,459	1.0	8	10,162	2.0
サービス業	10	24,996	7.2	45	66,582	13.0
その他	6	7,121	2.1	4	7,010	1.4
消費者	53	149,770	43.1	49	118,418	23.1
合計	127	347,098	100.0	273	513,140	100.0

(注) 1. 業種分類は、顧客の業種を基準にしております。

2. 件数は顧客数であります。

## (5) 融資利率の推移

区分	第38期 （自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日）	第39期 （自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）
商業手形割引（%）	8.9	10.0
営業貸付金（%）	8.1	8.7
手形貸付（%）	—	—
証書貸付（%）	7.1	9.0
担保貸付（%）	8.5	12.0
消費者貸付（%）	7.3	7.3
合計（%）	8.3	9.8

(注) 1. 融資利率は、各月末残高の加重平均により算出しております。

2. 手形貸付については、融資残高及び受取利息ともに僅少であることから、記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社は、債務超過を原因として、平成23年1月25日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年1月28日に開始決定を受け、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が引き続き存在しています。

平成23年1月28日の民事再生手続開始の決定に沿って、当社は監督委員の同意のもと、裁判所に民事再生法に基づく再生計画案を提出し、当該再生計画案は平成23年11月16日開催の債権者集会において可決され、同日付で東京地方裁判所の認可決定を得ました。当該再生計画案では、前述のスポンサー契約に基づき、スポンサーである Wellsprings Investments Coöperatieve U.A. は、増資の引受額を含め3,300,000千円を当社に支援し、当社はこの全額を再生債権者への所定の弁済に充当し、その残額は免責されることとなります。また、再生計画案では、スポンサー契約に基づきスポンサーである Wellsprings Investments Coöperatieve U.A. が当社発行の新株式を1,000,000千円で引受ける一方、現在発行済みの全株式を無償で減資することとなっており、この増資により当社の債務超過状態は解消され、貸金業登録は維持できることとなります。

再生計画の認可により、スポンサーからの出資と借入れを原資とし債務の弁済を行い、債務免除を受けて、債務超過を解消することにより、財務体質が強化されることとなります。当社は、スポンサーを始め多くの取引先の支援、協力を得ながら、再生計画を確実に実現してまいります。民事再生手続によって事業を継続できたことにより、長年培った顧客基盤を活用し、貸金事業による収益を伸展させるとともに、スポンサーを介した事業提携業により保有するノウハウを最大限利用できる新規ビジネスを開発し、収益基盤の再構築を図り、また保証事業においても新たな保証受託先の開拓と新たな資金調達や信用補完方法を構築することで既存事業を強化し、事業再生を図ってまいります。

### 4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、株価及び財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

ただし、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではなく、将来の出来事から発生する重要かつ予測不可能な影響等により、新たなリスクや不確実な要素が発生する可能性があります。

#### (1) 経営環境上の要因によるリスク

##### ① 経済環境の悪化

急激な為替相場の変動、円高基調の継続、雇用所得環境の不安により引き続き日本経済は厳しい状況で推移しております。今後、経済環境がさらに悪化する場合には、貸倒関連費用等が増加する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 業界全般及び当社に対するネガティブな報道、不祥事の影響

当社の従業員または取締役によって、越権行為、無断で行った処理または失敗した処理の隠蔽、機密情報の不正使用及び個人情報の漏洩などの不祥事が発生した場合、法的な制裁及び責任を負うことになるほか、当社の信用及び財政状態に深刻な被害等をもたらす可能性があります。

法令遵守については、重要な経営課題として認識し取り組んでおりますが、将来にわたり常に不祥事を防止または検知できるとは限りません。また、当社内において未然に防止できたとしても、金融業界全体に影響を与えるような同業他社の不祥事によって顧客側に有利な法律または規則の導入が行われた場合は、当社の信用及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 法的規制の要因によるリスク

当社は、商業手形割引事業及び融資事業を行うにあたり、主に次の法律の規制を受けております。

##### ① ローン事業に関する規制

<貸付金利の規制>

- ・「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」）
- ・「利息制限法」

<過剰貸付に関する規制>

<業務に関する規制>

- ・「貸金業法」
- ・「貸金業者向けの総合的な監督指針」
- ・「金融庁事務ガイドライン（第三分冊金融会社関係）」（以下、「事務ガイドライン」）

##### ② その他の業務関連の規制等

- ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

それぞれの概要及びそれに付随するリスクは、次のとおりであります。

① 商業手形割引事業及び融資事業に関する規制

<貸付金利の規制>

貸付金利については、貸付上限金利について出資法により年29.20%と定められておりましたが、平成18年12月に「改正貸金業法」が公布され平成22年6月に全面施行となり出資法の上限金利が20%に引き下げられました。これに伴いノンバンク各社は与信の厳格化をさらに進めております。今後さらなる信用収縮が起こった場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

<過剰貸付に関する規制>

「改正貸金業法」では、個人顧客を相手方とする場合には、総借入残高を年収の3分の1以下に抑える「総量規制」が規定されております。「総量規制」等に関し、今後規制の対象や範囲がより厳格なものとなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

<業務に関する規制>

当社は、貸金業法の適用を受けており、各種の業務規制等（過剰貸付け等の禁止、貸付条件等の掲示、貸付条件の広告等、誇大広告の禁止等、契約締結時の書面の交付、受取証書の交付、帳簿の備付け、特定公正証書に係る制限、取立て行為の規制、債権証書の返還、標識の掲示、債権譲渡等の制限）を受けております。

平成19年12月に施行されました貸金業法では、取立行為の強化や業務改善命令が導入され、また、貸金業法に基づき新たな自主規制団体である「日本貸金業協会」が設立されました。

当社は、関係法令の遵守を徹底しておりますが、今後の金融庁の方針変更や法令等の改正等の内容によっては、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② その他の業務関連の規制等

・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

平成15年1月6日に施行された、本人確認法が対象業種をさらに拡大し、平成20年3月1日に犯罪による収益の移転防止に関する法律が金融機関等による本人確認、取引記録保存及び疑わしい取引の届出等の義務を定め、マネー・ロンダリング対策として全面施行され、金融機関等の顧客管理体制の整備促進が求められており当社も同法に則った業務を行っております。

この法令が改正された場合または当社の事業に影響を与える新たな法令等が施行された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業上のリスク

① 資金調達について

当社は、事業運営上の必要資金を、営業活動から生ずるキャッシュ・フローおよび金融機関等からの借入れにより調達しております。

当社は平成23年7月22日付でWellsprings Investments Coöperatieve U.A.との間でスポンサー契約を締結し、当該契約に基づき今後3,300,000千円の支援を受ける予定となっております。これにより、当該スポンサーに対する依存度が高まっておりますので、当該スポンサーを取り巻く環境が大きく変化した場合には当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。また当該支援により資本増強を図った後にも、事業運営上必要な資金の調達については、新たな調達先を模索するとともに、金融資産を活用した調達スキームについて、資金調達の多様化を図るべく積極的に取り組んでいきます。その際生ずる調達金利は、市場環境その他の状況により変動いたしますが、調達金利の変動にかかわらず、融資事業における貸付上限金利は「利息制限法」及び「出資法」の規定により制限されていることから、今後、市場環境その他の状況により調達金利が上昇した場合、調達金利の上昇分を貸付金利に反映させることは容易でないため、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 株式市況及び有価証券の流動性

当社は、投資有価証券を保有しております。今後、株価が大幅に下落した場合又は投資先企業の財務内容等が悪化した場合には、保有有価証券の減損処理又はその他有価証券評価差額金の変動により自己資本比率が低下するなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 資産の減損

当社の減損会計については、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

今後の経済環境の動向、不動産市況の悪化等により所有不動産に対して更に減損処理が必要になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④小規模組織

当社は融資事業の積極的な推進に対応して人員の増加を図っておりますが、平成23年8月末に於ける当社組織を構成する人員は常勤役員4名(常勤取締役3名、常勤監査役1名)及び従業員33名と小規模であります。

したがって、なんらかの理由による突発的な人材の流出等が発生し、代替要員の不在及び事務引継手続の遅延等が生じた場合には当社の事業展開のスピードが一時的に下がるおそれがあります。

今後の方針として、当社は展開している事業を取り巻く環境を勘案しながら人員の増加を図っていく方針ですが、当社が事業展開に必要な人材を適時に確保できない事態が生じた場合にはビジネス機会を逸する可能性もあり、その場合、当社の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 重要事象等

当社は、債務超過を原因として、平成23年1月25日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年1月28日に開始決定を受け、同年8月24日に再生計画案を提出しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が引き続き存在しております。

当社の再生計画案は平成23年9月15日に債権者集会への付議決定を得ており、同年11月16日開催の債権者集会において可決され、同日、東京地方裁判所の認可決定を得ました。

今後は、当該再生計画を遂行し、民事再生手続の終結に向けて、事業の継続を図ってまいります。

しかしながら、現時点では事業再生の途上にあり、再生計画の遂行の如何によっては、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

### 5【経営上の重要な契約等】

平成23年7月22日、Wellsprings Investments Coöperatieve U.A. (ウェルสปリングス・インベストメント・コーポラティブ・ユーエー) とスポンサー契約を締結いたしました。

### 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社は、下記の重要な会計方針が当社の財務諸表等を作成するにあたり使用される重要な見積り及び判断に大きな影響を及ぼすと考えております。当社の経営陣は、財務諸表等の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び判断を行わなければなりません。経営陣は、過去の実績、事業者金融業界における基準、現在の経済状況、その他様々な要因に基づいて見積り及び判断を行います。実際の業績は、様々な要因により経営陣の判断とは大きく異なる可能性があります。

#### 《貸倒引当金》

貸倒引当金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

貸倒引当金の設定に当たっては、債権区分ごとに過去の貸倒実績率等、すでに把握しているリスクや内在するリスクを考慮し、貸倒損失額を推定して十分な貸倒引当額を経営者の判断によって設定しております。

また、過去に貸倒償却した金額を回収した場合は、償却債権取立益として計上しております。

#### (2) 営業成績

当社は日本振興銀行との業務提携を事実上解消し、また民事再生手続開始の影響などを受けて、商業手形割引の実行額が減少したため、商業手形割引事業における利息収益は前事業年度比9.6%減の292,073千円となりました。証書貸付事業においては、当社の民事再生手続開始後は、貸付資金の調達が事実上不可能となったことにより休止したため、利息収益は前事業年度比68.3%減の51,657千円となりました。また、保証事業からの収益は、日本振興銀行との保証事業が終了したことにより、前事業年度比99.6%減の3,651千円と大幅に減少し、各事業からの手数料収益も前事業年度比65.8%減の121,033千円となったため、当事業年度の営業収益は前事業年度比71.9%減の468,415千円となりました。他方、営業費用、販売費及び一般管理費は民事再生手続にかかる弁済禁止等の保全命令を受けて、借入金利息を中心に減少しました。これらの結果、当事業年度の営業損失は399,006千円、経常損失は384,228千円となり、さらに、再生債権として特定できた利息返還金債権については当事業年度において特別損失に計上したことから、特別損失は6,128,491千円となり、当期純損失は6,429,708千円となりました。

### (3) 財政状態

#### ① キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、1,192,553千円（前事業年度末は3,737,014千円）となりました。主な要因として、前事業年度において取り組んでいた手形流動化スキームによる資金調達を、当事業年度中に休止したため、商業手形が増加し、営業活動において1,980,029千円の資金の減少となったことによるものです。

#### ② 資産及び負債並びに純資産の状況

資産の部の合計は、6,526,635千円となり、前事業年度に比べ1,637,547千円減少しました。これは商業手形の流動化を終了したため残高が2,072,725千円増加し、一方、主に現預金が764,458千円、有価証券が1,500,003千円、未収入金が987,191千円、投資有価証券が676,706千円など、減少したことによります。

負債の部の合計は、13,733,601千円となり、前事業年度に比べ4,730,414千円増加しました。これは短期借入金1,167,000千円、利息返還損失引当金56,202千円減少し、過払金返還の未払金を含め未払金が5,925,990千円、未払費用26,476千円が増加したことによります。

純資産の部の合計は、7,206,966千円のマイナスとなり、前事業年度に比べ、6,367,962千円債務超過額が増加しました。これは、繰越利益剰余金のマイナスが6,429,708千円拡大したことによります。

### (4) 資金調達

スポンサーによる支援により資本増強を図った後にも、事業運営上必要な資金の調達については、新たな調達先を模索するとともに、金融資産を活用した調達スキームについて、資金調達の多様化を図るべく積極的に取り組んでいきます。

### (5) 重要事象等について

当社は、債務超過を原因として、平成23年1月25日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年1月28日に開始決定を受け、同年8月24日に再生計画案を提出しており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が引き続き存在しています。

当社の再生計画案は、11月16日開催の債権者集会において可決され、同日付で、東京地方裁判所の認可決定を得ました。今後、再生計画が遂行されて民事再生手続が終了した場合には、継続企業的前提に関する重要な不確実性は解消されるものと理解しています。

当社は、今後、以下のとおり再生計画に則り、新たにスポンサーから出資を得るとともに、発行済全株式を減資し、スポンサーからの出資金と借入金を原資として債務の弁済を行うことにより債務免除を受けて、債務超過を解消し、財務体質を健全化し、以下の事業計画ならびに経営改善策を実行してまいります。

#### ① 債務免除の実施及び債務超過の解消

当社は、平成23年8月期末において大幅な債務超過に陥っており、かかる債務超過を解消するためには、債務超過に相当する金額の金融支援が必要となっています。平成23年11月16日開催の債権者集会において可決され、同日付で東京地方裁判所において認可された再生計画では、再生債権額4,560,460千円及び別除権付再生債権7,265,357千円ほかの約24.7%以上を弁済することにより、その余の債務が免除されます。

#### ② 減資等の実施

当社は遅くとも平成24年1月中に現在の発行済株式18,046千株全てを現株主から無償取得します。これと併行して、当社が発行する新株式をスポンサーに第三者割当を行い、10億円でスポンサーがこれを引き受け、その株式発行の効力が生ずる日に、現株主から取得した全株式を消却して1,426,387千円の減資を行うこととなります。

#### ③ 事業収益の拡大

民事再生手続きによって事業を継続できたことにより、長年培った顧客基盤を活用し、貸金事業による収益を伸展させるとともに、スポンサーを介した事業提携業により保有するノウハウを最大限利用できる新規ビジネスを開発し、収益基盤の再構築を図ります。また保証事業においても新たな保証受託先の開拓と新たな資金調達や信用補完方法を構築し、既存事業の強化を行います。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は、関西および九州に各1店舗の営業拠点を有しております。

なお、平成23年8月31日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメントの名称)	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	器具備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都墨田区)	事務所・営業店舗 (融資事業)	3,470	— (—)	5,338	44,526	53,334	26
大阪支店 (大阪市西区)	営業店舗 (融資事業)	1,169	— (—)	415	—	1,585	5
北九州支店 (福岡県北九州市)	営業店舗 (融資事業)	64,875	265,198 (155.10)	355	—	330,429	2
合計	—	69,516	265,198 (155.10)	6,109	44,526	385,349	33

(注) 1. 営業設備のうち本社および大阪支店は設備を賃借しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

平成23年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメントの名称)	従業員数 (人)	土地面積 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都墨田区)	営業設備(賃借) (融資事業)	26	366.4	26,751
大阪支店 (大阪市西区)	営業設備(賃借) (融資事業)	5	133.2	4,066

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
A種優先株式	36,000,000
B種優先株式	36,000,000
計	72,000,000

(注) 会社法の下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないものとされ、当社におきましても発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致いたしません。ただし、発行済種類株式総数の合計は発行可能株式総数を超えることができません。

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,046,600	18,046,600	非上場(注)	単元株式数 100株
計	18,046,600	18,046,600	—	—

(注) 当社普通株式は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しておりましたが、有価証券上場規程第47条第1項第7号及びJ-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第8条に該当のため、平成23年2月26日に上場廃止となりました。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年12月25日 (注1)	2,994,000	7,869,000	249,999	732,899	249,999	721,099
平成20年3月4日 (注2)	7,870,000	15,739,000	393,500	1,126,399	393,500	1,114,599
平成21年12月29日 (注3)	2,307,600	18,046,600	299,988	1,426,387	299,988	1,414,587

(注) 1. 第三者割当による新株式発行

割当先 N I S グループ株式会社  
発行株数 2,994,000株  
発行価格 167円  
資本組入額 83.5円  
払込金総額 499,998千円

(注) 2. 第三者割当による新株式発行

割当先 日本振興銀行株式会社、中小企業保証機構株式会社、株式会社S B G (現株式会社J - N E X T)  
発行株数 7,870,000株  
発行価格 100円  
資本組入額 50円  
払込金総額 787,000千円

(注) 3. 第三者割当による新株式発行

割当先 ニッシン債権回収株式会社  
発行株数 2,307,600株  
発行価格 260円  
資本組入額 130円  
払込金総額 599,976千円

## (6) 【所有者別状況】

平成23年8月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	3	10	1	2	663	679	—
所有株式数 (単元)	—	—	8	132,120	10	16	48,304	180,458	800
所有株式数の 割合 (%)	—	—	0.00	73.21	0.01	0.01	26.77	100.00	—

(注) 自己株式357,075株は、「個人その他」に3,570単元及び「単元未満株式の状況」に75株を含めて記載しております。

## (7) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
I F S パートナーズ・ファン ド1号投資事業組合	大阪府大阪市北区神山町1番3号	3,720	20.6
中小企業保証機構株式会社	大阪府大阪市西区京町堀1-4-16	2,658	14.7
株式会社J-NEXT	東京都杉並区天沼3丁目2-2	2,650	14.6
CDSコンストラクショング ループ株式会社	東京都杉並区天沼3丁目2-2	946	5.2
中小企業飲食機構株式会社	東京都千代田区神田東松下町31-1	946	5.2
株式会社日本イノベーション	東京都千代田区西神田2丁目-5-6	946	5.2
中小企業業務機構株式会社	東京都千代田区飯田橋1丁目-3-7	791	4.3
創路株式会社	東京都新宿区新宿1丁目23-11	553	3.0
船岳 浩	岡山県瀬戸内市長船町	214	1.1
井出 裕之	長野県南佐久郡北相木村	187	1.0
計	—	13,613	75.4

(注) 1. 上記のほか、自己株式が357千株あります。

2. 前事業年度末において主要株主でありましたニッシン債権回収株式会社は当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

3. 中小企業人材機構株式会社は平成22年9月8日に株式会社J-NEXTへ商号を変更しております。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 357,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,688,800	176,888	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	18,046,600	—	—
総株主の議決権	—	176,888	—

## ② 【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
中小企業信用機構 株式会社	東京都墨田区両国一 丁目10番7号	357,000	—	357,000	1.98
計	—	357,000	—	357,000	1.98

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	357,075		357,075	

## 3 【配当政策】

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、事業環境及び業績動向を勘案したうえで中間配当を行うこととしております。剰余金の配当等の決定機関については「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨の定款の定めがあります。

当社は、当事業年度におきましては、債務超過状態にあり、剰余金の配当の要件を満たしておりませんので、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、株主の皆様への配当は行わない方針であります。

また、内部留保資金の使途に対する考え方としては、融資事業のほか、将来への戦略投資などに活用し、経営体質の充実強化と業績の向上に役立てていく方針であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、中間配当及び期末配当ともに無配となっております。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成20年3月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月
最高 (円)	477	286	178	584	210
最低 (円)	76	96	44	84	1

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所 J A S D A Q におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. 第36期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成20年8月31日までの5ヶ月間となっております。

3. 平成23年2月26日付で上場廃止したことに伴い、最終取引日である平成23年2月25日までの株価について記載しております。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

平成23年2月26日付で上場廃止したことに伴い、記載すべき事項はありません。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	田中 謙史	昭和47年7月13日生	平成14年9月 株式会社ニッシン（現N I Sグループ株式会社）入社 平成18年3月 当社入社 平成20年5月 当社経営企画部長 平成21年3月 当社取締役経営管理部長 平成21年10月 中小企業投資機構株式会社（現クレスト・インベストメンツ株式会社）取締役 平成21年11月 当社常務取締役経営管理部長 平成23年1月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	2,100
取締役	管理本部長兼内部 監査部長	加藤 潤一	昭和24年8月14日生	平成18年10月 市光工業株式会社入社 平成21年10月 当社法務監査部長 平成22年9月 当社業務管理部長 平成22年11月 当社取締役業務管理部長 平成23年1月 当社取締役管理本部長 平成23年9月 当社取締役管理本部長兼内部監査部長（現任）	(注) 2	—
取締役	営業部長	藤森 建治	昭和45年11月22日生	平成18年4月 日本振興銀行株式会社入行 平成20年9月 同行執行役補佐 平成20年12月 同行上席執行役補佐 平成21年6月 当社取締役営業部長 平成23年9月 当社取締役 平成23年11月 当社取締役営業部長（現任）	(注) 2	—
常勤監査役	—	北尾 保	昭和15年6月1日生	平成18年2月 株式会社ニッシン（現N I Sグループ株式会社）入社 平成21年2月 中小企業人材機構株式会社（現株式会社J-NEXT）出向 平成21年3月 当社監査役（現任）	(注) 3	—
監査役	—	高城 俊郎	昭和20年10月12日生	昭和45年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 昭和45年4月 平本法律事務所入所 昭和47年4月 小池・高城総合法律事務所設立、代表者所長（現任） 平成22年11月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	川村 啓輔	昭和51年10月2日生	平成12年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成20年9月 川村啓輔公認会計士事務所設立（現任） 平成22年5月 合同会社近江総合会計事務所設立（現任） 平成22年11月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						2,100

- (注) 1. 監査役北尾保、監査役高城俊郎、監査役川村啓輔は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成23年11月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間（選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時）
3. 平成21年3月27日開催の臨時株主総会の終結の時から4年間（選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき）
4. 平成22年11月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間（選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき）

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要

当社は、刻々と変化する経営環境に適応するため、迅速な経営判断による効率的な事業運営を行っております。どのような状況下においても全社一丸となり、ステークホルダーからの信頼をさらに得るため、コーポレート・ガバナンスの充実化を図っております。具体的には、取締役会の活性化による意思決定の迅速化、監査役会設置による経営監視体制の充実、内部統制の構築・評価・改善、内部監査部門の機能強化に取り組んでおります。

なお、当社の企業統治に関する主な機関は、以下のとおりであります。

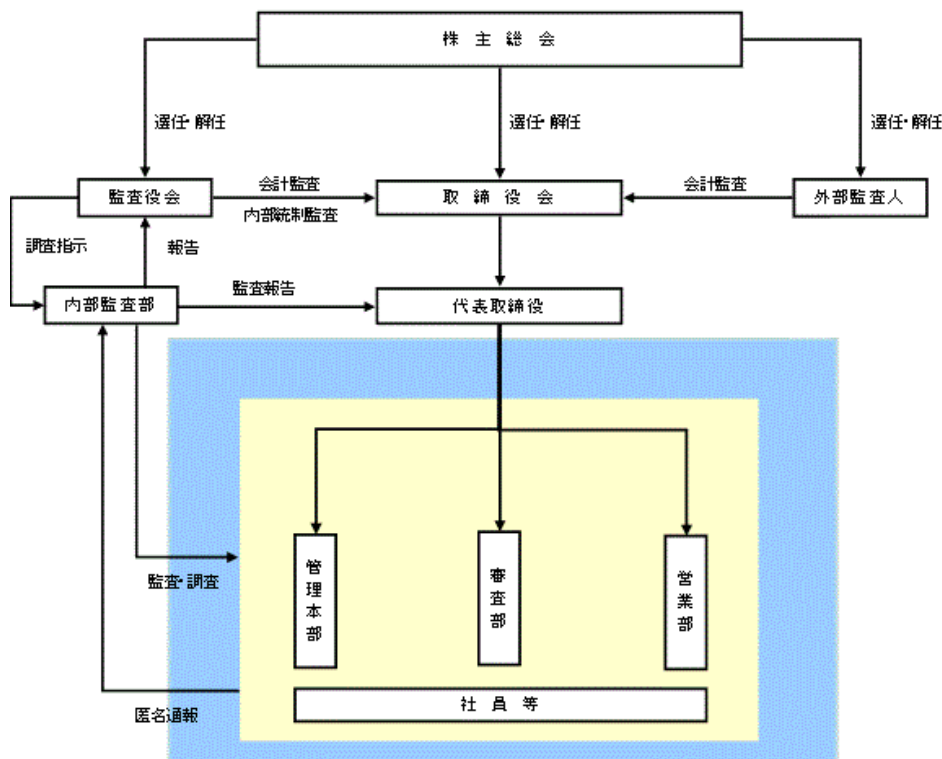
##### (a) 取締役会

当社において、会社の経営上の意思決定は、取締役会によってなされており、毎月1回の定時取締役会開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。平成23年8月期において、取締役会は16回開催され、重要事項について慎重な審議・決議を行いました。平成23年11月29日現在、取締役3名による機動的かつ迅速性の高い意思決定を行う体制を構築しております。また、会社の執行機能につきましては、取締役が担っており、会社規模などを勘案すると現在の体制が適正であると考えておりますが、将来的に会社規模が拡大し、現在の執行体制が有効に機能しないと判断される場合には、随時、見直しを検討してまいります。

##### (b) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会が監督機能を担っております。平成23年11月29日現在、監査役会は、社外監査役3名で構成されており、会計監査人の監査内容の相当性及び取締役の職務の執行につき法令及び定款を遵守して行われているか否かを監査する適法性及び妥当性の監査を実施しております。なお、監査手続については年間監査計画に従って実施しており、取締役会には必ず出席するとともに、他の重要会議にも出席しております。

当社の企業統治体制は以下のとおりであります。（平成23年11月29日現在）



ロ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に基づき、取締役会において以下のとおり、業務の適正を確保するための体制について決議しております。当社は、当該基本方針の各決議事項について可及的速やかに実行し、不断の見直しにより内部統制システムの改善を図り、効率的で適法な企業体制を整備することで、企業統治が一層強化されるものと考えております。

なお、当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」の主な内容は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

- i 役員及び社員（以下、役職員という）の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために法令遵守規程を制定し、役職員の行動規範を定めることといたします。また、役職員にコンプライアンスの周知徹底を図るため、当社ポータルサイトの掲示板に法令遵守規程を掲示し、随時、法令遵守に関するQ&Aや社員教育を行ってまいります。
- ii 「内部通報制度運用規程」に基づき、役職員の職務の執行が関連法令、定款、社内規則等に適合する体制を維持・推進いたします。
- iii 内部監査は、内部監査部員が担当し、会計監査及び業務監査を実施いたします。内部監査では、各部門の業務執行に関し、内部牽制が適正に働いているか、また関連法令、社内規程・規則等に基づき適切な業務運営がなされているか監視いたします。
- iv 業務執行に関しては、社内規程の業務分掌規程で責任部署を定め、職務権限規程、共通・個別職務権限基準で決裁権限を明確にいたします。
- v 内部統制システム構築において重要視されるコンプライアンスの推進にあたっては、代表取締役を統括責任者とする「コンプライアンス委員会」及び監査部門による社内研修を定期的に行ってまいります。
- vi 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒否するなど、反社会的勢力による被害を防止する管理体制を構築いたします。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保有及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- i 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。
- ii 株主総会議事録、取締役会議事録及びその他稟議書等の重要事項の意思決定に係る文書については、社内規程に従い管理本部が保存及び管理を行います。
- iii その他の情報については、「情報セキュリティ管理規程」、「内部者取引管理規程」、「個人情報文書管理規程」、「電子記録媒体の管理規程」及び「フロッピーディスク等電子記憶媒体の管理細則」に基づいて、その取扱いを定めた方法で管理いたします。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社の経営に係る各種リスクの特性を理解し、経営戦略に沿った適切な資源配賦を行い、かつそれらの状況を機動的にコントロールする体制を整備すること、また各種リスクを可能な限り総合的に評価し、損失の可能性を経営体力の範囲内に抑制することにより、経営の健全性・安定性を確保することを目的とした「リスク管理規程」、及びその他社内規程・規則等に基づき、予測されるリスクに対して適正な内部統制を行います。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

企業経営の目的に適切に機能するため、業務分掌規程を明確にし、職務権限規程により業務執行を適切に定め、権限委譲を行い迅速な意思決定を行います。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び第2号)

現在、監査役の職務を補助する専任のスタッフは置いておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役から独立した地位を確保したスタッフを配置いたします。

(f) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役を求めることができます。

また、監査役は、内部監査部等との関係体制が実効的に構築され、かつ、運用されるよう、取締役または取締役会に対して体制の整備を要請することができます。

(g) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は、取締役会のほか重要会議に出席するとともに、各部の責任者と必要に応じ面談及び説明を求めることができます。

#### ハ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役、社外監査役についてそれぞれ定款において、責任限定契約に関する規程を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役と締結できる責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

##### (a) 社外取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度とする。

##### (b) 社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度とする。

#### ② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の概要、及び会計監査との相互連携、並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、以下のとおりであります。

##### イ 内部監査の組織、人員及び手続

当社では、内部監査機能を担う組織として「内部監査部」を設置し、業務上の不正及び誤謬の発見並びに不正の未然防止等に努めております。平成23年11月29日現在において、取締役1名が兼務しております。監査手続については、内部監査規程に基づき、監査役と意見調整のうえ年間の監査計画を立案し、代表取締役の承認のうえ監査を実施しております。監査の結果は、監査報告書として代表取締役及び監査役に対し書面にて報告するとともに、被監査部門に対して改善を要する事項については改善を指示し、その結果報告を求めています。また、原則として、監査実施直後の定例取締役会において監査結果を報告しております。

##### ロ 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役監査の組織、人員及び手続については、①イ(b)のとおりであります。

ハ 会計監査人との相互連携、並びに内部統制部門との関係

(a) 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査規程において、内部監査人は監査役及び会計監査人と連携し、監査効率の向上に努めるよう定めております。また、監査役は、内部監査の結果について、書面にて報告を受けております。さらに、内部監査部は、監査役と定期的に内部監査役との会合を開催しており、監査役会にもオブザーバーとして参加するなど、監査役との連携を強化しております。

(b) 監査役と会計監査人との連携状況

平成23年8月期における実績として、会社法にて求められる会計監査人による監査役会への監査報告書の提出に加え、半期および期末決算前に開催される監査役会において、内部監査部門を交えて会計監査人より監査状況の報告・説明を受けております。このように、監査役は会計監査人との連携を図りつつ、会計監査人の監査業務について監視・監督を行っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数、並びに当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

(a) 平成23年11月29日現在において、当社は社外取締役を選任していません。

(b) 平成23年11月29日現在において、当社の社外監査役は3名です。

- ・北尾保氏 平成21年3月就任
- ・高城俊郎氏 平成22年11月就任
- ・川村啓輔氏 平成22年11月就任

上記3名に関しましては、当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割、並びに当該社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

(a) 社外取締役

平成23年11月29日現在において、当社は社外取締役を選任していません。

(b) 社外監査役

当社は、経営に対する監視・監督体制のため、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役を選任しております。それぞれの社外監査役の選任理由については、以下のとおりとなります。

- ・北尾保氏は、金融機関における長い業務経験により幅広い経験と深い知見を有しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、社外監査役としての適切な役割を果たしていただけると判断したためであります。
- ・高城俊郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、社外監査役としての適切な役割を果たしていただけると判断したためであります。

- 川村啓輔氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通し、会社経営を統括する十分な見識を有しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、社外監査役として適切な役割を果たしていただけると判断したためであります。

ハ 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

平成23年11月29日現在において、当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役は、経営者を適切に監視・監督する責任を理解し、取締役会において、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、監査役会の開催及び監査役監査を行い、監査役会議事録及び監査役監査調書を作成しております。内部監査部門及び内部統制部門との関係については、②ハのとおりであります。

ニ 選任していない社外取締役に代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由

当社では監査役会を設置しており、3名の監査役の全員が社外監査役であります。監査役は取締役会及び経営会議、その他の重要な会議に出席しており、中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営の監視を行っております。監査役は、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っており、客観的な視点を経営判断に関与させております。会社の指揮命令系統から独立した観点から、取締役会の監督機能を充実させており、適正な会計運営を保持する役割を担っております。社外監査役による監査を実施していること、および企業規模や業態を総合的に判断し、社外取締役を選任していなくとも経営の監視体制は十分に機能していると考えております。

④ 役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	18,936	18,936	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	6,125	6,125	—	—	—	5

ロ 役員ごとの報酬等の等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの  
該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑤ 会計監査の状況

- 当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人及び継続監査年数  
業務執行社員：福島 正己、アスカ監査法人所属、継続監査年数4事業年度  
業務執行社員：田中 優一、アスカ監査法人所属、継続監査年数2事業年度
- 当社の監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士 1名  
その他 4名

⑥ 取締役の定数及び取締役の選任要件の内容

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任議案については議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
28,000	—	12,942	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上定めております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第38期事業年度（平成21年9月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第39期事業年度（平成22年9月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（平成21年9月1日から平成22年8月31日まで）及び第39期事業年度（平成22年9月1日から平成23年8月31日まで）の財務諸表について、アスカ監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等の外部機関が開催する研修への参加を通して会計制度の動向や会計基準等の内容を把握し、的確に対応することができるように努めています。また、将来の指定国際会計基準の適用に備え、監査法人等の外部機関が開催する国際会計基準の動向についての研修へ参加しております。

1 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年 8 月 31 日)	当事業年度 (平成23年 8 月 31 日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,287,011	1,522,553
商業手形	※1, ※2 1,720,141	3,792,866
営業貸付金	347,098	513,140
有価証券	1,500,003	—
前払費用	49,633	6,859
未収収益	1,033	1,992
未収入金	※1 1,015,237	28,046
預け金	—	111,367
その他	12,956	25,210
貸倒引当金	△67,262	△53,737
流動資産合計	6,865,852	5,948,300
固定資産		
有形固定資産		
建物	259,207	258,891
減価償却累計額	△184,913	△189,375
建物（純額）	74,294	69,516
構築物	1,983	1,983
減価償却累計額	△1,983	△1,983
構築物（純額）	—	—
器具備品	45,593	40,599
減価償却累計額	△33,380	△34,489
器具備品（純額）	12,212	6,109
土地	265,198	265,198
有形固定資産合計	351,705	340,823
無形固定資産		
ソフトウェア	44,194	44,526
電話加入権	224	160
無形固定資産合計	44,418	44,686
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 796,363	※2 119,657
破産更生債権等	385,278	323,191
長期前払費用	193	5
その他	24,062	23,794
貸倒引当金	△303,691	△273,825
投資その他の資産合計	902,205	192,824
固定資産合計	1,298,330	578,334
資産合計	8,164,182	6,526,635

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年8月31日)	当事業年度 (平成23年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	※2 8,400,000	※2 7,233,000
未払金	31,236	5,957,226
未払費用	9,136	35,612
未払法人税等	7,900	5,682
預り金	4,069	4,165
1年内返還予定の預り保証金	—	330,000
前受収益	53,350	52,009
再割引手形	※2 303,121	—
債務保証損失引当金	25,743	20,935
修繕引当金	15,609	15,609
その他	10,137	8,724
流動負債合計	8,860,305	13,662,966
固定負債		
利息返還損失引当金	56,202	—
長期未払保証料	84,057	68,464
その他	2,622	2,170
固定負債合計	142,882	70,634
負債合計	9,003,187	13,733,601
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,426,387	1,426,387
資本剰余金		
資本準備金	1,414,587	1,414,587
資本剰余金合計	1,414,587	1,414,587
利益剰余金		
利益準備金	50,420	50,420
その他利益剰余金		
別途積立金	1,325,698	1,325,698
繰越利益剰余金	△4,889,350	△11,319,058
利益剰余金合計	△3,513,231	△9,942,939
自己株式	△101,236	△101,236
株主資本合計	△773,493	△7,203,201
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△65,511	△3,764
評価・換算差額等合計	△65,511	△3,764
純資産合計	△839,004	△7,206,966
負債純資産合計	8,164,182	6,526,635

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)	当事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)
<b>営業収益</b>		
受取割引料	323,268	292,073
受取利息	163,794	51,657
受取保証料	824,424	3,651
受取手数料	353,533	121,033
営業収益合計	1,665,021	468,415
<b>営業費用</b>		
借入金利息	359,434	145,763
支払保証料	21,227	1,419
支払手数料	169,891	56,753
支払割引料	69,952	25,434
営業費用合計	620,505	229,370
営業総利益	1,044,515	239,044
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	28,920	25,061
給料及び手当	217,449	184,127
旅費及び交通費	6,509	4,328
支払報酬	50,493	142,150
業務委託費	114,207	23,424
貸倒引当金繰入額	280,828	91,524
貸倒損失	61,817	637
支払手数料	2,325	1,201
地代家賃	48,669	43,635
減価償却費	21,066	21,464
租税公課	32,150	16,216
債権売却損	162,926	—
その他	90,642	84,277
販売費及び一般管理費合計	1,118,007	638,051
営業損失(△)	△73,491	△399,006
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	13,776	7,000
不動産賃貸収入	9,062	5,657
有価証券利息	1,081	682
有価証券売却益	59,610	—
その他	6,430	3,108
営業外収益合計	89,962	16,448
<b>営業外費用</b>		
不動産賃貸費用	3,098	1,630
その他	0	40
営業外費用合計	3,098	1,670

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)	当事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)
経常利益又は経常損失 (△)	13,371	△384,228
特別利益		
償却債権取立益	1,109	855
利息返還損失引当金戻入額	3,199	—
債務保証損失引当金戻入額	101,080	3,769
投資有価証券売却益	—	81,735
その他	—	150
特別利益合計	105,388	86,510
特別損失		
減損損失	※1 8,157	—
投資有価証券評価損	※2 2,129,445	※2 253,045
利息返還損失	—	※3 4,511,175
和解金	—	※4 1,361,359
その他	16	2,911
特別損失合計	2,137,619	6,128,491
税引前当期純損失 (△)	△2,018,858	△6,426,209
法人税、住民税及び事業税	3,498	3,499
法人税等合計	3,498	3,499
当期純損失 (△)	△2,022,357	△6,429,708

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)	当事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	1,126,399	1,426,387
当期変動額		
新株の発行	299,988	—
当期変動額合計	299,988	—
当期末残高	1,426,387	1,426,387
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,114,599	1,414,587
当期変動額		
新株の発行	299,988	—
当期変動額合計	299,988	—
当期末残高	1,414,587	1,414,587
資本剰余金合計		
前期末残高	1,114,599	1,414,587
当期変動額		
新株の発行	299,988	—
当期変動額合計	299,988	—
当期末残高	1,414,587	1,414,587
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	50,420	50,420
当期末残高	50,420	50,420
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,325,698	1,325,698
当期末残高	1,325,698	1,325,698
繰越利益剰余金		
前期末残高	△2,866,992	△4,889,350
当期変動額		
当期純損失(△)	△2,022,357	△6,429,708
当期変動額合計	△2,022,357	△6,429,708
当期末残高	△4,889,350	△11,319,058
利益剰余金合計		
前期末残高	△1,490,873	△3,513,231
当期変動額		
当期純損失(△)	△2,022,357	△6,429,708
当期変動額合計	△2,022,357	△6,429,708
当期末残高	△3,513,231	△9,942,939

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月 31日)
自己株式		
前期末残高	△101,236	△101,236
当期末残高	△101,236	△101,236
株主資本合計		
前期末残高	648,888	△773,493
当期変動額		
新株の発行	599,976	—
当期純損失(△)	△2,022,357	△6,429,708
当期変動額合計	△1,422,381	△6,429,708
当期末残高	△773,493	△7,203,201
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	42,712	△65,511
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△108,223	61,747
当期変動額合計	△108,223	61,747
当期末残高	△65,511	△3,764
評価・換算差額等合計		
前期末残高	42,712	△65,511
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△108,223	61,747
当期変動額合計	△108,223	61,747
当期末残高	△65,511	△3,764
純資産合計		
前期末残高	691,600	△839,004
当期変動額		
新株の発行	599,976	—
当期純損失(△)	△2,022,357	△6,429,708
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△108,223	61,747
当期変動額合計	△1,530,605	△6,367,961
当期末残高	△839,004	△7,206,966

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)	当事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失 (△)	△2,018,858	△6,426,209
減価償却費	21,066	21,464
減損損失	8,157	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	193,567	△43,391
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△3,199	△56,202
債務保証損失引当金の増減額 (△は減少)	△101,080	△4,807
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△162	—
長期未払保証料の増減額 (△は減少)	△54,240	△15,592
受取利息及び配当金	△15,014	△7,859
有価証券売却損益 (△は益)	△59,610	△81,735
投資有価証券評価損益 (△は益)	2,129,445	253,045
商業手形の増減額 (△は増加)	600,111	△2,072,725
営業貸付金の増減額 (△は増加)	219,915	△166,042
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△183,696	62,086
再割引手形の増減額 (△は減少)	303,121	△303,121
未収入金の増減額 (△は増加)	△856,121	984,277
未払金の増減額 (△は減少)	—	5,925,990
前受収益の増減額 (△は減少)	13,967	△1,341
その他	△51,909	△51,810
小計	145,459	△1,983,976
利息及び配当金の受取額	15,359	7,210
法人税等の支払額	△2,231	△4,452
法人税等の還付額	—	1,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	158,587	△1,980,029
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期性預金の預入による支出	△50,000	△330,000
定期性預金の払戻による収入	—	50,000
有価証券の売却による収入	594,000	—
有形固定資産の取得による支出	△6,417	△1,303
無形固定資産の取得による支出	△49,965	△13,271
投資有価証券の取得による支出	△709,226	—
投資有価証券の売却による収入	2,374	567,143
投資活動によるキャッシュ・フロー	△219,235	272,569
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	11,250,000	50,000
短期借入金の返済による支出	△10,450,000	△1,217,000
株式の発行による収入	597,875	—
預り金の受入による収入	—	330,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,397,875	△837,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,337,226	△2,544,460
現金及び現金同等物の期首残高	2,399,787	3,737,014
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,737,014	※1 1,192,553

【継続企業の前提に関する事項】

<p style="text-align: center;">第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)</p>
<p>当社は、当事業年度において、2,022,357千円の当期純損失を計上した結果、839,004千円の債務超過になっております。</p> <p>当期において債務超過に至った最大の原因は、特別損失における投資有価証券評価損2,129,445千円を計上したことによるものであります。</p> <p>上記は、平成22年9月10日、日本振興銀行株式会社のみ事再生手続開始の申立てに伴い、当社保有の同行株式及び関連する非上場株式を減損処理したことによるものであります。同行はこれまで当社と保証基本契約の締結をはじめとし、資金調達、役員招聘などの緊密な連携を図ってまいりました。</p> <p>そのため、当社の中核とすべく注力してきた保証事業における事業計画及び今後の資金調達に当初想定との大幅な乖離が生じております。</p> <p>また、当社は同行より融資を受けており、返済に関して資金繰りに影響を与える可能性があります。</p> <p>加えて、当事業年度末において貸金業法施行令に定める最低純資産額に達しておらず、財務省に当該事実を届出いたしました。登録が取消された場合は、貸金業の継続が不可能となります。</p> <p>上述の理由により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、以下の事業計画ならびに経営改善策を実行してまいります。</p> <p>1. 債務超過の解消 債務超過解消のための資本政策を急務とし、純資産の回復に努めてまいります。</p> <p>2. 事業収益の拡大 当社の培ってきた商業手形割引事業のノウハウを活かし、地域密着型の融資事業を展開していきます。また、保証事業においても新たな保証受託先を開拓すること及び新規事業の開拓を行うことで、収益基盤の収益構造の再構築と既存事業の強化を行ってまいります。</p> <p>3. 財務基盤の強化 当社は、当事業年度において新たな調達スキームの実施と新規取引金融機関を開拓いたしました。今後更なる新規取引先の開拓を積極的に行うことにより、財務体質の健全化を図ってまいります。</p> <p>しかしながら、資金調達の時期と引受先が決定していないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、当社は上記の対応策を実行中であり、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。</p>	<p>当社は、債務超過を原因として、平成23年1月25日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年1月28日に開始決定を受け、同年8月24日に再生計画案を提出しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が引き続き存在しております。</p> <p>当社の再生計画案は平成23年9月15日に債権者集会への付議決定を得ており、同年11月16日開催の債権者集会において可決され、同日、東京地方裁判所の認可決定を得ました。</p> <p>今後は、当該再生計画を遂行し、民事再生手続の終結に向けて、事業の継続を図ってまいります。</p> <p>しかしながら、現時点では事業再生の途上にあり、再生計画の遂行の如何によっては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、当社は上記の対応策を実行中であり、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。</p>

【重要な会計方針】

項 目	第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)	第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15～50年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項 目	第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)	第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
	<p>(2) 債務保証損失引当金 保証債務の履行による損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。</p> <p>(3) 修繕引当金 将来の修繕に要する支出に備えるため、合理的に見積もった修繕額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(4) 利息返還損失引当金 利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、過去の利息返還実績を踏まえ、かつ最近の利息返還状況を考慮し、利息返還見込額を計上しております。 なお、平成20年 3月 3日付けで締結した合意書に基づき、平成20年 3月 1日から平成25年 2月28日までの間に、現在又は過去の顧客からの利息返還請求によって過払金を返還した場合に、N I Sグループ株式会社により補償されることとなっております。</p>	<p>(2) 債務保証損失引当金 同左</p> <p>(3) 修繕引当金 同左</p> <p>_____</p>
4. 収益及び費用の計上基準	受取保証料、受取割引料及び受取利息は発生基準により計上しております。なお、未収利息については、利息制限法利率または当社約定利率のいずれか低い方により計上しております。	同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税については税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

【会計処理方法の変更】

<p>第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)</p>	<p>第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)</p>
<p>(会計処理方法の変更)</p> <p>当事業年度より、経営成績をより適正に把握するため、損益計算書の表示区分の見直しをいたしました。その結果、営業収益に対応する営業費用の把握を適切に行うため、従来、販売費及び一般管理費に含めて計上していた審査費を当事業年度より営業費用として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業費用は28,509千円増加し、営業総利益及び販売費及び一般管理費は同額減少しております。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)</p>	<p>第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)</p>
<p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 当事業年度において、当社のキャッシュ・フロー計算書の表示区分の見直しをしたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれる投資活動及び財務活動以外の取引による小計以下のキャッシュ・フローに区分掲記していた「支払利息」を営業損益の対象となった取引に関わるキャッシュ・フローに含めて記載しております。</p> <p>2. 前事業年度まで「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金の増減額」は重要性が増加したため、区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前事業年度における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未収入金の増減額」は△96,825千円であります。</p>	<p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前事業年度まで「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未払金の増減額」は重要性が増加したため、区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前事業年度における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未払金の増減額」は△9,624千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 38 期 (平成22年 8 月31日)	第 39 期 (平成23年 8 月31日)																												
<p>※1. 債権の流動化</p> <p>当社は、資金調達が多様化を図り安定的に資金を調達することを目的として、商業手形の流動化を実施しております。具体的には、商業手形を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が銀行からの借入によって調達した資金を、売却金額として受領します。なお、当該流動化にあたり利用している特別目的会社は、開示対象ではなく、かつ当社の子会社に該当しない特別目的会社であり、当社は特別目的会社の議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当事業年度末の債権の流動化による受取手形の譲渡残高は2,198,913千円であります。このうち代金留保額は996,014千円であり、流動資産の未収入金に含めて表示しております。</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">591,128千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商業手形</td> <td style="text-align: right;">111,249千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">定期預金</td> <td style="text-align: right;">50,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">別段預金</td> <td style="text-align: right;">14,286千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">8,400,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">再割引手形</td> <td style="text-align: right;">303,121千円</td> </tr> </table> <p>3. 保証債務</p> <p>当社は、中小企業信販機構㈱に対し、割賦債権保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保証債務</td> <td style="text-align: right;">156,685 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債務保証損失引当金</td> <td style="text-align: right;">△25,743</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">130,942</td> </tr> </table>	投資有価証券	591,128千円	商業手形	111,249千円	定期預金	50,000千円	別段預金	14,286千円	短期借入金	8,400,000千円	再割引手形	303,121千円	保証債務	156,685 千円	債務保証損失引当金	△25,743	差引額	130,942	<p>※2. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">32,524千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">7,233,000千円</td> </tr> </table> <p>3. 保証債務</p> <p>当社は、CBSフィナンシャルサービス株式会社が行う貸付に対し、割賦債権保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保証債務</td> <td style="text-align: right;">127,423 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債務保証損失引当金</td> <td style="text-align: right;">△20,935</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">106,487</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、契約無効等を理由として、CBSフィナンシャルサービス株式会社に対し保証債務の存否について争っています。</p>	投資有価証券	32,524千円	短期借入金	7,233,000千円	保証債務	127,423 千円	債務保証損失引当金	△20,935	差引額	106,487
投資有価証券	591,128千円																												
商業手形	111,249千円																												
定期預金	50,000千円																												
別段預金	14,286千円																												
短期借入金	8,400,000千円																												
再割引手形	303,121千円																												
保証債務	156,685 千円																												
債務保証損失引当金	△25,743																												
差引額	130,942																												
投資有価証券	32,524千円																												
短期借入金	7,233,000千円																												
保証債務	127,423 千円																												
債務保証損失引当金	△20,935																												
差引額	106,487																												

## (損益計算書関係)

第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月 31日)	第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月 31日)						
<p>※1. 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 (東京都墨田区)</td> <td>保証管理システム</td> <td>ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、事業用資産については、原則として業務の種類別を基準としてグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である保証業務において、当社は主に日本振興銀行株式会社の貸付に対する保証業務を行ってまいりましたが、平成22年9月に同行が民事再生手続きを開始したことにより、今後当該事業での回収可能性を著しく低下させる変化が生じたため、当該業務に使用していた資産の帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(8,157千円)として特別損失に計上しました。</p> <p>※2. 投資有価証券評価損</p> <p>投資有価証券の株式の一部銘柄について減損処理を適用したことによるものであります。主な銘柄と損失額は、日本振興銀行株式会社1,853,590千円、中小企業保証機構株式会社249,990千円となっております。</p>	場所	用途	種類	本社 (東京都墨田区)	保証管理システム	ソフトウェア	<p>※2. 投資有価証券評価損</p> <p>投資有価証券の株式の一部銘柄について減損処理を適用したことによるものであります。主な銘柄と損失額は、ニッシン債権回収株式会社228,023千円、クレスト・インベストメンツ株式会社17,484千円となっております。</p> <p>※3. 利息返還損失</p> <p>当社は、平成23年1月25日、民事再生手続開始の申立てを行い、同年9月15日付で東京地方裁判所より再生計画案の付議決定を得ております。</p> <p>これにより、当社との取引により発生した利息返還金債権は、再生債権となるため、利息制限法所定の制限利率に基づき引き直し計算を実施し、債権者及び債権額の双方が特定できた利息返還請求権につきましては再生計画案に基づく弁済の対象として、当決算において、確定債務として未払金に計上しています。また、再生債権の届け出期間が終了しているため、引当金は設定しておりません。</p> <p>※4. 和解金</p> <p>再生債権の査定手続きにおいて、和解が成立し、損害賠償額が確定したものを当決算において確定債務として未払金に計上しています。</p>
場所	用途	種類					
本社 (東京都墨田区)	保証管理システム	ソフトウェア					

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自平成21年9月1日至平成22年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	15,739	2,307	—	18,046
合計	15,739	2,307	—	18,046
自己株式				
普通株式	357	—	—	357
合計	357	—	—	357

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,307千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第39期(自平成22年9月1日至平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,046	—	—	18,046
合計	18,046	—	—	18,046
自己株式				
普通株式	357	—	—	357
合計	357	—	—	357

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

第 38 期 (自 平成21年 9 月 1 日 至 平成22年 8 月 31 日)	第 39 期 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成23年 8 月 31 日)																		
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成22年 8 月 31 日)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,287,011千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td style="text-align: right;">△50,000</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,500,003</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,737,014</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,287,011千円	預入期間が3ヶ月を超える	△50,000	定期預金		有価証券	1,500,003	現金及び現金同等物	3,737,014	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成23年 8 月 31 日)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,522,553千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td style="text-align: right;">△330,000</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,192,553</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,522,553千円	預入期間が3ヶ月を超える	△330,000	定期預金		現金及び現金同等物	1,192,553
現金及び預金勘定	2,287,011千円																		
預入期間が3ヶ月を超える	△50,000																		
定期預金																			
有価証券	1,500,003																		
現金及び現金同等物	3,737,014																		
現金及び預金勘定	1,522,553千円																		
預入期間が3ヶ月を超える	△330,000																		
定期預金																			
現金及び現金同等物	1,192,553																		
2. 重要な非資金取引の内容 該当する事項はありません。	2. 重要な非資金取引の内容 該当する事項はありません。																		

## (リース取引関係)

第38期 (自 平成21年 9 月 1 日 至 平成22年 8 月 31 日)

該当事項はありません。

第39期 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成23年 8 月 31 日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、商業手形割引、融資、保証事業を主たる事業としており、銀行からの借入により資金調達を行っております。営業債権である商業手形及び営業貸付金は十分な信用調査を行うことを方針としております。

また、資金運用については、余剰資金の範囲内で安全性の高い金融商品に限定して行っており、リスクの高い投機は行いません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当社が保有する営業債権は、主として国内の中小企業に対する融資であり、融資先企業の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券及び投資有価証券は主に投資信託及び業務上の取引を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である短期借入金及び再割引手形は主に営業取引に係る資金調達であり、そのほとんどが半年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、管理諸規定に従い、営業貸付金について個別案件ごとの与信調査、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備運用し、定期的に取り締役による状況の把握、確認、今後の対応の協議などを行い、適宜財政状態等のモニタリングを行っております。

長期債権等についても、定期的にモニタリングし、個別に期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)

当社は、保有する投資有価証券について、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、投資先企業との関係を勘案しつつ、保有状況を継続的に見直しております。また、有価証券は全てフリー・ファイナンシャル・ファンドであり、信用リスクは低いものと判断しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新することで手元流動性が十分であることを確認し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,287,011	2,287,011	—
(2) 商業手形	1,720,141		
貸倒引当金(※1)	△48,660		
	1,671,480	1,671,480	—
(3) 営業貸付金	347,098		
貸倒引当金(※1)	△18,601		
	328,496	328,496	—
(4) 未収入金	1,015,237	1,015,237	—
(5) 有価証券	1,500,003	1,500,003	—
(6) 投資有価証券	785,076	785,076	—
(7) 破産更生債権等	385,278		
貸倒引当金(※2)	△303,691		
	81,586	81,586	—
資産計	7,668,892	7,668,892	—
(1) 短期借入金	8,400,000	8,400,000	—
(2) 再割引手形	303,121	303,121	—
負債計	8,703,121	8,703,121	—

(※1) 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価算定並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商業手形、(3) 営業貸付金

これらは貸倒に対する信用リスクを加味して算定した貸倒引当金を計上してあるため、時価は当事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 有価証券、(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、フリー・ファイナンシャル・ファンドは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(7) 破産更生債権等

これらは、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

### (1)短期借入金、(2)再割引手形

これらは1年以内で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	11,286

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について2,129,445千円減損処理を行っております。

### (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、商業手形割引、融資、保証事業を主たる事業としており、銀行からの借入により資金調達を行ってまいりました。営業債権である商業手形及び営業貸付金は十分な信用調査を行うことを方針としております。

また、資金運用については、余剰資金の範囲内で安全性の高い金融商品に限定して行っており、リスクの高い投機は行いません。

### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当社が保有する営業債権は、主として国内の中小企業に対する融資であり、融資先企業の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は主に投資信託及び業務上の取引を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である短期借入金及び再割引手形は主に営業取引に係る資金調達であり、そのほとんどが半年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、管理諸規定に従い、営業貸付金について個別案件ごとの与信調査、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備運用し、定期的に取り締役による状況の把握、確認、今後の対応の協議などを行い、適宜財政状態等のモニタリングを行っております。

長期債権等についても、定期的モニタリングし、個別に期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社は、保有する投資有価証券について、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、投資先企業との関係を勘案しつつ、保有状況を継続的に見直しております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新することで手元流動性が十分であることを確認し、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,522,553	1,522,553	—
(2) 商業手形	3,792,866		
貸倒引当金(※1)	△31,138		
	3,761,728	3,761,728	—
(3) 営業貸付金	513,140		
貸倒引当金(※1)	△22,599		
	490,541	490,541	—
(4) 未収入金	28,046	28,046	—
(5) 投資有価証券	115,907	115,907	—
(6) 破産更生債権等	323,191		
貸倒引当金(※2)	△273,825		
	49,366	49,366	—
資産計	5,968,145	5,968,145	—

(※1) 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価算定並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商業手形、(3) 営業貸付金

これらは貸倒に対する信用リスクを加味して算定した貸倒引当金を計上してあるため、時価は当事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 破産更生債権等

これらは、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
短期借入金(※1)	7,233,000
未払金(※1)	5,957,226
非上場株式(※2)	3,750

(※1) 短期借入金及び未払金については、当社が大幅な債務超過の状態であること、民事再生手続中であり、再生計画案により再生債権者に対し所定額の弁済が完了したときに残余の債務は免除されることになることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の算定をしておりません。

(※2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。また、当事業年度において、7,536千円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

第38期(平成22年8月31日現在)

1. その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	535,264	591,119	55,855
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	1,500,003	1,500,003	—
	小計	2,035,267	2,091,122	55,855
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	311,272	190,300	△120,971
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	4,051	3,656	△395
	小計	315,323	193,957	△121,366
合計		2,350,590	2,285,079	△65,511

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 11,286千円)については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年9月1日至平成22年8月31日)

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1. 株式	2,373	1,610	—
2. 債券			
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	594,000	58,000	—
(3) その他	—	—	—
3. その他	—	—	—
合計	596,373	59,610	—

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券(非上場株式)について2,129,445千円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のない株式の減損処理にあたっては、当該株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、株式の実質価額が著しく下落したと判断し、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

1. その他有価証券

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	115,763	112,242	△3,521
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	3,908	3,665	△242
	小計	119,671	115,907	△3,764
合 計		119,671	115,907	△3,764

（注） 非上場株式（貸借対照表計上額 3,750千円）については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）

	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1. 株式	567,000	81,735	—
2. 債券			
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
3. その他	—	—	—
合計	567,000	81,735	—

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、253,045千円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるものについて、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
- (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落していると判断し、回収可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
  - ①当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態になっている場合。
  - ②当該銘柄の発行会社が債務超過の場合。
  - ③当該銘柄の発行会社が3期連続で経常損失を計上している場合。

(デリバティブ取引関係)

第38期(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第39期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第38期(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

当社は退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

第39期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

当社は退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第38期(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

該当事項はありません。

第39期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年8月31日)	当事業年度 (平成23年8月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
貸倒引当金 168,677	貸倒引当金 147,398
投資有価証券評価損 869,084	投資有価証券評価損 115,483
一括償却資産 100	未払事業税 1,159
未払事業税 1,118	未払社会保険料 802
未払社会保険料 1,034	修繕引当金 6,351
利息返還損失引当金 22,868	減損損失 76,350
修繕引当金 6,351	補償料 75,983
減損損失 80,239	繰越欠損金 3,987,463
補償料 126,638	和解金 553,937
繰越欠損金 1,093,538	その他有価証券評価差額金 1,531
その他有価証券評価差額金 26,656	その他 27,379
その他 9,337	繰延税金資産小計 4,993,841
繰延税金資産小計 2,405,646	評価性引当額 △4,993,841
評価性引当額 △2,405,646	繰延税金資産合計 —
繰延税金資産合計 —	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失となっておりますので、記載を省略しております。	税引前当期純損失となっておりますので、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

当社は大阪支社における不動産賃貸借契約に基づき、契約終了時における原状回復義務を負っておりますが、移転の予定はないため、原状回復義務の履行時期を合理的に見積もることができないことから、資産除去債務を計上していません。

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。

(賃貸等不動産)

第38期(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第39期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等)

第38期(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

当社は子会社及び関連会社がありませんので、該当する事項はありません。

第39期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

当社は子会社及び関連会社がありませんので、該当する事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

第39期 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品種類別のセグメントから構成されており、「融資事業」、「保証事業」の2つを報告セグメントとしております。

従来、当社は、事業の種類別セグメント情報については、事業者向けローン事業の単一セグメントとし、開示を行っていませんでしたが、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」が当事業年度より適用となるため、「マネジメント・アプローチ」のセグメント開示に変更しています。

「融資事業」は商業手形割引、証書貸付、手形貸付、担保貸付による事業者向けローンを行っております。「保証事業」は事業者の貸付契約における保証業務を請け負うものであります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

第38期 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額
	融資事業	保証事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	636,896	1,026,786	1,663,683	1,338	1,665,021	—	1,665,021
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	636,896	1,026,786	1,663,683	1,338	1,665,021	—	1,665,021
セグメント利益又は損 失(△)	91,307	184,969	276,277	1,338	277,615	△351,107	△73,491
セグメント資産	3,092,485	46,230	3,138,715	—	3,138,715	5,025,466	8,164,182
その他の項目							
減価償却費	8,669	—	8,669	—	8,669	12,397	21,066
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	49,965	—	49,965	—	49,965	6,417	56,383

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、委託業務によるものです。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用(報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費)であります。

(2) セグメント資産の調整額、その他の項目の減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額
	融資事業	保証事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	463,217	3,651	466,868	1,546	468,415	—	468,415
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	463,217	3,651	466,868	1,546	468,415	—	468,415
セグメント利益又は損 失(△)	4,999	△20,654	△15,655	1,546	△14,108	△384,898	△399,006
セグメント資産	4,340,883	26,575	4,367,459	—	4,367,459	2,159,175	6,526,635
その他の項目							
減価償却費	11,842	—	11,842	—	11,842	9,622	21,464
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	12,650	—	12,650	—	12,650	1,303	13,953

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、委託業務によるものです。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用(報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費)であります。
- (2) セグメント資産の調整額、その他の項目の減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

第39期（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

第39期（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

第39期（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

第39期（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

第38期（自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	N I S グループ 株式会社 ※1	愛媛県 松山市	28,289,375	総合金融サービス事業	(被所有) 直接 0.2	合意書の締結	合意書に基づく保証料の支払	36,428	未払金	285
									長期未払保証料	104,029
その他の関係会社	中小企業保証機構株式会社	大阪府 大阪市 西区	838,050	中小規模事業者向け貸付及び保証業務	(所有) 直接 12.7 (被所有) 直接 15.0	保証基本契約書に基づく審査委託料の支払  融資  業務委託契約書の締結	手数料の支払	76,224	未払金	2,625
							資金の貸付	8,000,000	-	-
							貸付金の回収	8,000,000	-	-
							手数料の受取	19,047	-	-
							利息の受取	124,246	-	-
							業務委託	12,000	未払金	1,050
その他の関係会社	中小企業人材機構株式会社 ※2	東京都 墨田区	484,000	人事アウトソーシング受託業務	(被所有) 直接 15.0	業務委託契約書の締結	業務委託	3,672	未払金	253

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 資金融資にかかる利率及び金融機関への債務保証に係る保証料については、一般市中金利を参考にし、両社協議の上決定しております。

(2) 業務委託にかかる取引条件については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

3. ※1のN I Sグループ株式会社は、平成22年3月23日付で、IFSパートナーズ・ファンド1号投資事業組合に当社株式6,085千株を売却したことにより、当社の主要株主に該当しなくなりました。なお、上記取引額については、関連当事者であった期間の取引を、期末残高については関連当事者でなくなった時点での残高を記載しております。

4. ※2の会社は平成22年9月8日付で株式会社J-NEXTへ商号変更しております。

第39期（自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社 J-NEXT	東京都 杉並区	484,000	人事アウトソーシング受託業務	(被所有) 直接 14.9	業務委託契約書の締結	業務委託	978	未払金	153

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

業務委託にかかる取引条件については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

## (1株当たり情報)

項 目	第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)	第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
1株当たり純資産額	△47円43銭	△407円41銭
1株当たり当期純損失(△)金額	△119円40銭	△363円48銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)	第 39 期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
当期純損失(△) (千円)	△2,022,357	△6,429,708
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△2,022,357	△6,429,708
普通株式の期中平均株式数 (千株)	16,937	17,689
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

第38期(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)

該当事項はありません。

第39期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

平成23年11月16日開催の債権者集会において、当社再生計画案が可決され、同日、東京地方裁判所より認可を受けました。再生計画案の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

監督委員の同意を得て選定したスポンサー、Wellsprings Investments Coöperatieve U.A.により募集株式の引受1,000,000千円並びに貸付2,300,000千円によって拠出される3,300,000千円を弁済の原資とし、再生計画の認可決定が確定した日から、3カ月後の応答日が属する月の末日までに第1回弁済を行い、未確定の再生債権及び別除権付再生債権額の不足額のすべてが確定したとき、その確定の日から3カ月後の応答日が属する月の末日までに第2回弁済を行う。

#### 2. 増減資及び株主の権利の変更

募集株式発行の効力が生ずる日に発行済株式18,046千株全てを無償取得し、同日消却する。また、資本金の全額1,426,387千円を減少する。

#### 3. 再生債権の権利の変更

##### ①平成23年8月24日時点における確定した再生債権

再生債務者総数	4,743名
再生債権総額	4,560,460千円
別除権付再生債権	7,265,357千円
開始決定後の利息・遅延損害金	額未定円

##### ②再生債権の元本及び開始決定日の前日までの利息・遅延損害金

第2回弁済が完了したとき(第2回弁済が実施されないときは第1回弁済が完了したとき)に、弁済後の残額につき免除を受ける。

##### ③再生手続き開始決定日以降の利息・遅延損害金

認可決定確定日に免除を受ける。

#### 4. 弁済率及び弁済方法

①再生債権に対して、弁済の原資3,300,000千円を弁済対象となる元本等再生債権の総額によって除して得られた数値(以下、弁済率という)を乗じた金額を弁済する。

②前項の弁済率は、未確定の再生債権及び別除権付再生債権の不足額のすべてが確定したときに定まるため、その確定前に第1回弁済を実施し、弁済率が定まった後に第2回弁済を実施するものとする。

##### (1) 第1回弁済

再生計画の認可決定確定時までに確定した元本等再生債権に対して、認可決定確定日から3カ月後の応答日が属する月の末日までに、24%に相当する金額を支払う。

ただし、再生計画の認可決定確定日までに未確定の再生債権及び別除権付再生債権の不足額のすべてが確定したときは、確定した再生債権の総額に弁済率を乗じた金額を第1回弁済として支払うものとし、この場合第2回弁済は実施されないものとする。

##### (2) 第2回弁済

未確定の再生債権及び別除権付再生債権の不足額のすべてが確定した場合、その確定の日から3カ月後の応答日が属する月の末日までに、確定した再生債権の債権額に弁済率を乗じた金額から第1回弁済によって弁済した金額を控除した金額を支払うものとする。

ただし、上記(2)ただし書きの場合は、第2回弁済は実施されないものとする。

#### 5. 未確定の再生債権に関する措置

未確定の再生債権については、再生債権額が確定したときは、その確定額につき、上記の権利変更並びに弁済の定めを適用する。

#### 6. 別除権付再生債権に関する措置

別除権付再生債権者の再生債権については、不足額が確定したときは、その確定した不足額につき、上記の権利変更並びに弁済の定めを適用する。

## ⑤【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	ニッシン債権回収(株)	153,139
		クレスト・インベストメンツ(株)	613,496
		(株)西京銀行	10,000
		(株)福岡中央銀行	5,000
		(株)ジャパングレス	1,305
		(株)ふくおかフィナンシャルグループ	5,375
		(株)奥村組	5,000
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,300
		(株)西日本シティ銀行	4,123
		積水ハウス(株)	1,070
		その他 (3銘柄)	20,875
計		822,683	115,992

## 【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資信託受益証券) AIG米国優先証券ファンド	477
		計	477
			3,665
			3,665

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	259,207	—	316	258,891	189,375	4,748	69,516
構築物	1,983	—	—	1,983	1,983	—	—
器具備品	45,593	1,303	6,297	40,599	34,489	4,928	6,109
土地	265,198	—	—	265,198	—	—	265,198
有形固定資産計	571,983	1,303	6,613	566,672	225,848	9,677	340,823
無形固定資産							
ソフトウェア	60,765	12,650	348	73,067	28,541	11,842	44,526
電話加入権	224	—	64 (64)	160	—	—	160
無形固定資産計	60,990	12,650	413 (64)	73,227	28,541	11,842	44,686

(注) 1. 「当期減少額」の( )内は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,400,000	7,233,000	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	8,400,000	7,233,000	—	—

(注) 1. 民事再生の申立てに伴い期限の利益を喪失したため、「平均利率」、「返済期限」を記載しておりません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	370,954	327,562	134,915	236,038	327,562
修繕引当金	15,609	—	—	—	15,609
利息返還損失引当金	56,202	—	2,926	53,276	—
債務保証損失引当金	25,743	—	1,038	3,769	20,935

(注) 1. 貸倒引当金及び利息返還損失引当金の当期減少額「その他」は、洗替による減少額であります。

(注) 2. 債務保証損失引当金の当期減少額の「その他」は、過年度計上額の戻入額を計上しております。

【資産除去債務明細表】

該当する事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	7
預金	1,522,546
普通預金	1,192,546
定期預金	330,000
合計	1,522,553

b. 商業手形

「第2 事業の状況 2 営業実績 (3) 商業手形の内訳」をご参照ください。

c. 営業貸付金

「第2 事業の状況 2 営業実績 (4) 営業貸付金の内訳」をご参照ください。

② 負債の部

a. 未払金

相手先	金額 (千円)
過払い金返還債務	4,564,451
日本振興銀行株式会社	1,379,524
その他	13,251
合計	5,957,226

b. 1年内償還予定の預り保証金

相手先	金額 (千円)
Wellsprings Coöperatieve U.A.	330,000
合計	330,000

(3) 【その他】

当事業年度における各四半期会計期間に係る主要な損益の状況は、以下のとおりであります。

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日	第2四半期 自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日	第3四半期 自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	第4四半期 自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日
営業収益 (千円)	117,197	—	—	—
税引前四半期純損失金額 (△) (千円)	△325,662	—	—	—
四半期純損失金額 (△) (千円)	△326,536	—	—	—
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△18.45	—	—	—

(注) 当事業年度は半期報告書を提出しているため、第2四半期、第3四半期及び第4四半期については記載しておりません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都墨田区両国一丁目10番7号 中小企業信用機構株式会社 管理本部
株主名簿管理人	なし
取次所	なし
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	— (注) 2
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都墨田区両国一丁目10番7号 中小企業信用機構株式会社 管理本部
株主名簿管理人	なし
取次所	なし
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当する事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

2. 当社は、株券不発行会社であります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第38期）（自平成21年9月1日 至平成22年8月31日）平成22年11月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年11月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第39期第1四半期（自平成22年9月1日 至平成22年11月30日）平成23年1月14日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書

第39期半期（自平成22年9月1日 至平成23年2月28日）平成23年5月30日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

平成22年12月1日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年1月4日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（債権の取立不能又は取立遅延のおそれ）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年1月26日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年1月26日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号（民事再生法による開始申立て）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年2月10日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年11月25日

中小企業信用機構株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福島 正己 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 優一 印

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中小企業信用機構株式会社の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業信用機構株式会社の平成22年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、2,022,357千円の当期純損失を計上した結果、839,004千円の債務超過になっている。

また、日本振興銀行株式会社の民事再生手続開始の申立てにより、会社の中核とすべく注力してきた保証事業における事業計画及び今後の資金調達に当初想定との大幅な乖離が生じており、更に会社は同行より融資を受けており、返済に関して資金繰りに影響を与える可能性がある。

加えて、当事業年度末において貸金業法施行令に定める最低純資産額に達しておらず、財務省に当該事実を届出ているが、登録が取消された場合は貸金業の継続が不可能となる。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 会計処理方法の変更に記載されている通り、会社は従来、販売費及び一般管理費を含めて計上していた審査費を当事業年度より営業費用として計上している。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、中小企業信用機構株式会社の平成22年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、中小企業信用機構株式会社が平成22年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成23年11月28日

中小企業信用機構株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福島 正己 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 優一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中小企業信用機構株式会社の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業信用機構株式会社の平成23年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は債務超過を原因として、平成23年1月25日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年1月28日に開始決定を受け、同年8月24日に再生計画案を提出したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成23年11月16日開催の債権者集会において、会社の再生計画案が可決され、同日、東京地方裁判所より認可決定を受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。